

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

## 研究開発税制の概要

**Q** : 研究開発税制は、今年度の税制改正で算定方法が改正されたとか。どのようなになったのですか？

**A** : 平均売上高を基準とした、いわゆる「高水準型」が導入されています。

### 【解説】

研究開発税制には、当期の試験研究費の総額の8%から10%を税額控除してくれる「総額型」と一定額を超える試験研究費の5%相当額を税額控除してくれる「増加型」とがありますが、今年度の改正では、平均売上高の10%を超える試験研究費について税額控除を新たに認める「高水準型」をこの増加型に認め、選択適用ができることとされました。

高水準型による税額控除額は、次の算式で求めます。

税額控除額 = (当期の試験研究費 - 平均売上高 × 10%) × 税額控除率

税額控除率 = (試験研究費割合 - 10%) × 0.2

- ※ 1. 売上高は、棚卸資産の販売その他事業として継続して行なわれる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収益をいいますが、営業外の収益の額は除かれます。
- ※ 2. 平均売上金額は、当期の売上金額と当期が開始する前3年以内に開始した各事業年度の売上金額の合計額をこの間の事業年度の数(1年決算法人であれば4)で割った金額となります。

